

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
12月8日
(金曜日)

目次

○公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....



(三二五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス東大和町店

所在地 下関市東大和町一丁目一五の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃 代表者の氏名

住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年七月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三三七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四〇台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十九年十一月二十四日

(三一六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課

において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス虹ヶ浜店
所在地 光市虹ヶ浜一丁目一〇の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年七月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六九三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
五九台

(二) 駐輪場の収容台数
一〇台

(三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
届出年月日
平成二十九年十一月二十四日

平成二十九年十二月八日印刷
平成二十九年十二月八日発行

発行人 山口県庁
山 口 県 知 事